第7章 各主体の役割分担と計画の推進

第1節 主体別の取組

本計画に掲げる取組を着実に推進するためには、各主体が役割を認識し、連携・協働して、取り 組んでいくことが必要です。

県民、NPO・民間団体、事業者、廃棄物処理業者、大学・研究機関、市町、県の各主体は、以下 のような役割を担います。

1 県民

県民は、自らがごみの排出者であり、循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する とともに、大量生産・大量消費型の経済社会活動から、より環境負荷の少ないライフスタイルへの 変革・定着に努めます。

【具体的取組】

- ○必要なものを必要な量だけ購入
- ○マイバッグやマイボトルの利用や簡易包装製品の選択(リデュース)
- ○「やまぐち3きっちょる運動」(食べきり・食材の使いきり・水きり)等の実践や過度な 鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減(リデュース)
- ○ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品の過剰な使用を回避(リデュース)
- ○レンタル・リース・シェアリング・中古品の売買などのサービスの積極的な活用(リユース)
- ○資源ごみ(食品トレー、ペットボトル等)の店頭回収、古紙の集団回収、廃家電の小売 店での回収等への協力(リサイクル)
- ○ごみのポイ捨てなどの環境汚染につながる行為の禁止
- ○ルールに従った適正な廃棄物の分別・排出
- ○紙やバイオプラスチック120など代替素材の利用
- ○環境学習・環境教育や海岸一斉清掃など環境保全活動への積極的な参加
- ○災害時の廃棄物の適正な排出など、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に対する協力

2 NPO・民間団体

NPO・民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動を行うことに加え、各主体のネットワー クを活かし、広域的な活動を推進します。

- ○フリーマーケットなどの開催(リユース)
- ○フードバンク活動などによる食品ロスの削減
- ○地域住民のライフスタイルの見直しや廃棄物の3Rの推進等の地域の環境保全活動の促進
- ○県民、事業者、行政等と連携・協力した海岸漂着物等の回収

2

3 事業者

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの社会的責務を果たすとともに、 廃棄物処理法の基準等を遵守し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生防止に 努めます。

また、拡大生産者責任を踏まえて、製品の長寿命化や製品が廃棄物となった後の適正な循環利用・ 処分に係る取組への貢献及び消費者等への適切な情報公開など透明性の確保について、必要な措置 を講じます。

【具体的取組】

- ○循環資源や再生可能資源の使用比率の拡大(資源確保段階)
- ○最新の技術や回収・リサイクルシステムの動向等を踏まえ、廃棄段階までを見据えた軽 量化等の環境配慮設計の徹底や原材料素材の表示(生産・製造段階)
- ○ペットボトルや食品トレー、小型家電等の店頭回収(使用・流通段階)
- ○食材の使いきりや客の希望量に応じた食事の提供などによる食品ロスの削減
- ○廃棄物の減量化に関する計画策定による減量化の推進(多量排出事業者)
- ○廃プラスチック類をはじめとする廃棄物の適正な委託処理及びマニフェスト制度の遵守、 電子マニフェストの積極的活用などトレーサビリティの強化
- ○処理の委託先として遵法性及び透明性が高い優良産廃処理業者の優先的な選択
- ○ISO14001やエコアクション21 (EA21) などの環境マネジメントシステム¹²¹の導入
- ○行政施策への協力

4 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、法令遵守を徹底し、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源としてとらえ、可能な限り、再使用、リサイクル等を図るとともに、中間処理による減量化等により、発生・排出抑制及び最終処分量の削減等、環境負荷の低減に努めます。

- ○廃棄物の適正な処理及びマニフェスト制度の遵守、電子マニフェストの導入
- ○優良産廃処理業者認定の取得の推進
- ○廃棄物処理施設の延命化等による確保
- ○ISO14001やエコアクション21 (EA21) などの環境マネジメントシステムの導入
- ○地域住民等に対する工場見学等の受入れや分かりやすい情報提供
- ○行政施策への協力

5 大学・研究機関

大学・研究機関は、廃棄物の3Rや適正処理に関する学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を分かりやすく提供することなどにより、循環型社会の形成に関する理解や活動を促進するとともに、連携・協働のつなぎ手となるよう努めます。

【具体的取組】

- ○廃棄物の3Rの推進や適正処理に関する基礎研究や技術開発
- ○廃棄物の3Rの推進に配慮したエコ・キャンパス¹²²の取組
- ○地域循環圏の形成に向けた取組の評価と改善に向けた提言
- ○海洋ごみ等、環境中の分布の現状及び将来予測、モニタリング手法に関する研究

6 市町

市町は、その地域内における一般廃棄物処理の統括的責任を有しています。そのため、一般廃棄物の3Rの推進や適正処理については、一般廃棄物処理基本計画に基づき主体的な役割を担います。

特に、一般廃棄物の3Rに関しては、住民の自主的な取組を促進するとともに、地域の実情に応じた分別収集品目の拡大、ごみ焼却施設から排出される焼却灰等のリサイクル、中間処理施設の整備によるリサイクル等の推進を図ります。

- ○住民に対する一般廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- ○住民に分かりやすいごみ分別ルールの策定
- ○小型家電の回収における住民への周知及び住民の利便性の高い回収方法の提供等による 金属の再資源化の推進(アフターメダルプロジェクト¹²³への参加等)
- ○不法投棄等、不適正処理防止対策の推進(県職員への併任制度の活用)
- ○海岸漂着物及び漂流ごみ等の円滑な処理に関する海岸管理者等への協力
- ○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築
- ○事務・事業に伴う廃棄物の3R・適正処理の推進
- ○グリーン購入やグリーン契約¹²⁴などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な 調達
- ○3Rの推進や適正処理に関する県との連携

7 県

県は、本計画を推進するため、県民、事業者、市町等に計画内容を周知するとともに、廃棄物の排出・処理状況等の把握に努め、持続可能な循環型社会を形成していく上で、各主体間のコーディネーターとして役割を果たすよう努めます。

また、各主体が協働・連携して取り組めるよう情報共有やネットワークづくりを進めるとともに、 積極的に支援や情報提供を行います。

さらに、廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産廃処理業者の育成や関係機関と連携した廃棄物処理施設等の監視・指導を行います。

- ○産業廃棄物の多量排出事業者に対する廃棄物の減量に関する計画策定の指導
- ○廃棄物処理業者等に対する産業廃棄物監視パトロール班等による監視・指導の強化
- ○産業廃棄物処理施設の円滑な設置を促進するための「山□県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」に基づく適切な指導による地域の紛争防止
- ○優良産廃処理業者の育成支援
- ○(一社) 山□県産業廃棄物協会等が実施する不法投棄廃棄物の回収・処理や各種講習会への協力・支援
- ○公共関与による産業廃棄物の広域処理体制の推進
- ○廃棄物の3Rや適正処理等の普及啓発、環境学習・環境教育の推進
- ○海岸漂着物等の回収・処理に取り組む民間団体などとの連携の確保及び活動支援
- ○「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」の推進や環境への負荷の少ない事務・事業の執行
- ○グリーン購入やグリーン契約などを通じたリユース製品、リサイクル製品の優先的な調達
- ○3Rの推進や適正処理に関する国、市町との連携

第2節 関係機関との連携

県内の各市町や幅広い団体が参加している「環境やまぐち推進会議¹²⁵」などと、各種施策の進行 管理、総合調整、情報発信等を行いながら、本計画を効果的かつ効率的に推進します。

また、国や市町等とも密接に連携し、環境への負荷の少ない循環型社会システムづくりを進めます。 なお、県庁内においては、関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議¹²⁶」を通じ、関係部局 との連携を確保します。

1 環境やまぐち推進会議

県民、事業者、行政など幅広い団体で構成され、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの対策、 循環型社会づくり、自然との共生等に関して協議を行い、参加団体による実践活動等を推進する「環 境やまぐち推進会議」と連携し、循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の形成に向けた統合的な 取組を推進します。

2 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、行政で構成され、容器包装廃棄物の削減に向けた取組を推進する「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」と連携し、容器包装廃棄物の発生・排出抑制等を促進します。

3 山口県食品ロス削減推進協議会

県内の消費者団体、事業者、関係団体、行政で構成され、生産・流通・消費の各段階で発生する 食品ロスの削減に向けた取組を推進する「食品ロス削減推進協議会」と連携し、食品廃棄物の発生・ 排出抑制等を促進します。

4 山口県海岸漂着物対策推進協議会

県内の県民活動団体、業界団体、行政で構成され、日韓海峡海岸漂着物一斉清掃を始めとする海岸清掃活動等を推進する「山口県海岸漂着物対策推進協議会」と連携し、県民運動として海洋ごみの発生抑制、清掃活動等を促進します。

5 やまぐちエコ市場

本県が有する技術や人材等を最大限に活用し、新たな環境産業の育成や地域経済の活性化に向けた取組を推進する「やまぐちエコ市場」と連携し、企業単独の枠組みを越えた産学公民の連携による環境・リサイクルに関する事業化や企業マッチングを進め、先進的な資源循環型産業の振興を促進します。

第3節 計画の推進

1 推進体制

環境基本法第43条の規定により設置し、本県の環境保全に関する基本的事項を審議する「山口県環境審議会」や、県庁内の関係部局で構成する「山口県環境政策推進会議」において、各種施策の進行管理、総合調整を行いながら、本計画を着実に推進します。

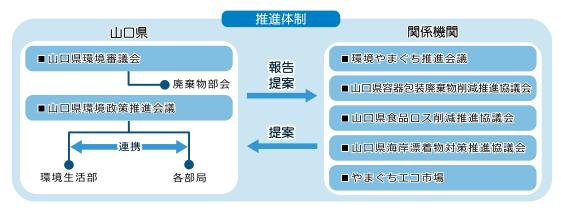


図7-3-1 推進体制

2 進行管理

計画で掲げた施策の実施状況、目標・取組指標の達成状況等を適切に把握し、計画を着実に推進するため、PDCAサイクルを活用するとともに、その結果を山口県環境白書¹²⁷や県のホームページ等に掲載・公表することで、広く県民、事業者等に情報提供します。

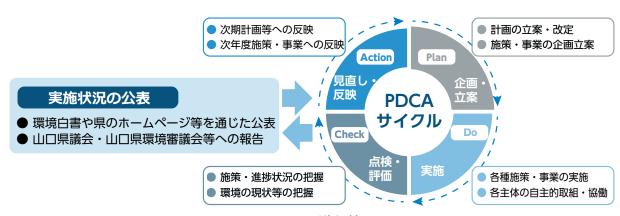


図7-3-2 進行管理

3 施策の点検・評価

本計画は、5年ごとの見直しを原則としていますが、関係法令の制定・改正や国の基本方針の改定、 その他社会経済情勢等に著しい変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。